

国際連携対応タスクフォース設置に関する申合せ

2025年6月30日

オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会決定

(総則)

第1条 「オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会規程」第8条に基づき、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）の運営委員会（以下「運営委員会」という。）に設置する国際連携対応タスクフォース（以下「TF」という。）について定める。

(設置の目的)

第2条 海外との連携・協調を検討・策定することを目的とする。このために必要な、調査とその情報共有ならびに協会内の体制整備についての検討も行う。

(構成員)

第3条 TFは次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 運営委員会の委員
 - 二 作業部会員
 - 三 前号に該当しない協会会員である施設等の職員
 - 四 その他、運営委員会が必要と認められた者
- 2 TFに主査及び副主査を置く。主査及び副主査は、前項第1号から第3号の者のうちの各一人をもって充てる。
- 3 主査及び副主査ならびにTFメンバー（以下「メンバー」という。）は、運営委員会委員長が委嘱する。
- 4 メンバーの任期は、附則に規定する失効までの期間とする。
- 5 主査は、必要な場合は、メンバー以外の者の協力を得ることができるものとする。

(TFの運営)

第4条 TFの活動方針及び活動計画は、TFの審議を経て主査が策定し、運営委員会の承認を得るものとする。

- 2 主査は、運営委員会においてTFの活動状況を報告するものとする。
- 3 その他、TFの運営については、「オープンアクセスリポジトリ推進協会作業部会設置規程」を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この申合せは、2025年7月1日から施行する。

(この申合せの失効)

- 2 この申合せは、2026年3月31日限り、その効力を失う。